

日本脳炎ワクチンの定期接種について

これまで北海道では「日本脳炎の予防接種を行う必要がない区域」として指定されています。しかし、道民の方が道外・海外に行き来する機会が増えていることや、道内においてもわずかではあります感染の可能性があることなどから、北海道でも日本脳炎の予防接種を行うことが適当であると判断されました。

対象年齢と接種間隔 《》内は、接種可能年齢です。

第1期：標準接種年齢では初回接種は3歳～4歳の間、追加接種は4歳～5歳の間

《生後6か月～生後7歳半（7歳6か月）未満》

初回接種・・・6日～28日以上の間隔をおいて2回接種

追加接種・・・初回（2回目）接種後、6か月～1年以上の間隔をおいて1回接種

第2期：標準接種年齢では9歳～10歳の間《9歳～13歳未満》

第1期追加接種後、おおむね5年（～10年）経過してから1回接種

※第1期の接種は生後6か月から可能ですが、標準接種年齢での接種をお勧めしています。

標準接種年齢以外で接種をする際は、医師とよく相談して接種しましょう。

※第1期の接種を受けられる期間が短い方（6歳～7歳6か月未満の方）は、定期予防接種として接種できるうちに、計画的に接種を済まされますようお願いいたします。

定期対象者について

（1）平成21年10月2日以降に生まれた方

基本的には標準的接種期間による接種となりますが、既に4歳を超えている方など標準的接種期間により接種できない場合は、定期接種対象者要件の範囲で接種することができます。

○標準的な接種期間

1期 ・3歳以上4歳に達するまでに1回目、2回目を接種

・4歳以上5歳に達するまでに3回目を接種

※接種間隔は1回目から2回目が6日～28日、2回目から3回目が概ね1年となります。

2期 ・9歳以上10歳に達するまでに4回目を接種

○既に4歳を超えている方など上記接種期間に接種できない方

1期 ・生後6か月以上生後7歳半に達するまでに3回目まで接種

※接種間隔は1回目から2回目が6日以上、2回目から3回目が6か月以上となります。

2期 ・9歳以上13歳に達するまでに4回目を接種

留意事項

(1) 平成 25 年 4 月 2 日以降に生まれた方は、可能な限り標準的な接種期間による接種をお願いします。

(2) 平成 25 年 4 月 1 日以前に生まれた方の内 4 歳に達するまでの日数に余裕のある方は、可能な限り標準的な接種期間により接種をお願いします。なお、近く 4 歳に達する方や既に 4 歳以上の方は、3 回目までを生後 7 歳半に達するまでに接種間隔を考慮したうえで計画的に接種し、4 回目は 9 歳以上 13 歳に達するまでに接種をお願いします。

(3) 生後 7 歳半を超え 9 歳未満の間及び 13 歳を超えた方は定期接種の対象外となります。

ご注意

生後 7 歳半までに 1 期接種 3 回を完了できなかった方が、残り回数分を 9 歳に達してから接種することはできません。(任意接種として全額自己負担で接種することは可能です。)

(2) 平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日までの間に生まれた方

この要件は特例措置になりますので、生後 7 歳半までに 1 期接種を完了できなかった方は、残り回数分を 9 歳に達してから 13 歳に達するまでの間に接種することができます。

(1) 生後 7 歳半に達するまでに 1 回接種できる方は、2 回目を 9 歳に達してから接種し、3 回目は 2 回目から 6 か月以上、4 回目は 3 回目から 6 日以上の間隔により接種。

(2) 生後 7 歳半に達するまでに 2 回接種できる方は、1 回目から 2 回目は 6 日以上の間隔をあげ、3 回目を 9 歳に達してから接種し、4 回目は 3 回目から 6 日以上の間隔により接種。

(3) 9 歳以上の方は、13 歳に達するまでの間に、1 回目から 2 回目は 6 日以上(標準的には 6 日～28 日)、2 回目から 3 回目は 6 か月以上(標準的には概ね 1 年)、3 回目から 4 回目は 6 日以上(概ね 5 年の間隔をあげることが望ましい)の間隔により接種。

(4) 既に生後 7 歳半を超えているなど、生後 7 歳半に達するまでに 1 回も接種できない方は、9 歳に達してから 13 歳に達するまでに、1 回目から 2 回目が 6 日以上、2 回目から 3 回目が 6 か月以上、3 回目から 4 回目が 6 日以上間隔を空けて接種。

7 歳 6 か月を超え 9 歳未満までの間及び 13 歳を超えた場合は定期接種の対象外となります。

(3) 平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方で 20 歳未満の方

この要件も特例措置になりますので、年齢に関わらず 20 歳に達するまでの間に 1 期と 2 期の計 4 回接種が可能です。

1 回目から 2 回目は 6 日以上(標準的には 6 日～28 日)、2 回目から 3 回目は 6 か月以上(標準的には概ね 1 年)、3 回目から 4 回目は 6 日以上(概ね 5 年の間隔をあげることが望ましい)の間隔により接種。

20 歳の誕生日以降は定期接種の対象外となります。

お願い

道内での発症者の現状や副反応の可能性も考慮したうえで、「受けるか受けないか」は本人又は保護者の方が最終的に判断されますようお願いいたします。

予防接種の副反応

7歳6か月未満の小児を対象としたデータでは、予防接種を受けた1～2割に発熱、咳嗽、鼻漏、注射部位紅斑等の副反応がみられます。また、厚生労働省のデータでは平成26年10月1日から平成26年12月31日にかけて、延べ893,286人に接種されたと推定され、13件の副反応の報告のうち重篤とされたものは6件(死亡0件)でした。

接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、お子様が下記の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適切な状態と判断した場合

予防接種による健康被害救済制度について

・定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健師、東川町保健福祉課保健指導室へご相談ください。

接種医療機関

- ◆東川町立診療所（東町1丁目14番1号）
- ◆実施日時・・・火・木・金（13:00～16:30）要予約
- ◆予約先・・・東川町立診療所 ☎82-2101（3日前まで）

接種料金

- ◆無料（接種当日、東川町に住民票がある方）

※東川町立診療所以外で接種を希望される方は事前に手続きが必要になりますので必ず保健福祉課保健指室（☎82-2111）へご相談ください。

※手続きをせず東川町立診療所以外で接種を受けた場合、または接種対象年齢を過ぎてから接種を受けた場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

持ち物

- ◆母子手帳（必ずお持ちください。）
- ◆住所の確認が出来るもの（子ども医療費受給者証・健康保険証・個人番号カード・運転免許証）

接種に同伴しない保護者の方へ（13歳以上20歳未満）

保護者の方は記載されている内容をよく読み、十分理解し納得された上でお子様に接種することを決めてください。接種することを決定した場合は、予診票を確実に記入し保護者自署欄に署名してください。

<署名がなければお子様だけの接種を行うことはできませんのでご注意ください。>

※予診票は、東川町立診療所、役場 保健福祉課にあります。